

各国の主な関連施策

	米国	英国 (イングランドおよびウェールズ)	ドイツ	スウェーデン	オランダ
法人制度	非営利団体の法人格の取得は州法の規定による。設立は容易。	NPOにのみ対応した法人制度はない。通常は会社法にもとづき、保証有限会社になる。法人格の取得は容易。	NPOが取得する法人格としてはドイツ民法と社団法(州法)にもとづく登録社団が多い。社団の結成は容易。	NPOは「理念的団体」という分類になるが、登録の必要も、法人化に関する法律もない。会則を持ち、役員会による運営がなされている。その「理念的団体」は法人として扱われる。	NPOの法人格としては、社団と財団がある。法人格の取得は自治体に必要書類を提出すれば取得できる。なお、商業登記をしなければならない。
主な税制優遇措置	免税適格要件 法人格と税制優遇措置は連動していない。法人格取得とは別に、内国歳入庁の承認を受ける。環境NPOも含め、公益性があると認められて内国歳入法501条(c)(3)に該当するとされるNPOには寄付金控除も認められる。	免税適格要件 法人格の有無に関係なく、チャリティ法の規定により、チャリティ委員会に登録すると、税制面で優遇措置を受けられる。	免税適格要件 法人格の有無に関わらず、課税庁の審査により公益性が認められた場合のみ、免税適格団体として認められる。法人税が免除される団体のうち、さらに一定の要件を満たす団体については、寄付金の税制優遇措置が適用。	免税適格要件 非営利団体も原則課税対象となるが、一定の条件を満たした場合は、優遇税制措置が取られ、実際上は無税となる。	免税適格要件
	団体への課税 ・本来事業および関連収益事業所得は免税。 ・州税は各州の規定による。	団体への課税 ・本来事業および関連収益事業に対する法人税・所得税は非課税。 ・チャリティの本業の事業に供している資産の売却益のキャピタルゲイン税は免税。	団体への課税 ・本来事業および関連収益事業に対する法人税、営業税は免税。 ・受取所得に対しては原則非課税。		団体への課税 ・社団、財団とも所得税はほぼ免税。 ・付加価値税もほぼ免税。
	寄付金控除 (501(c)(3)該当団体のうち、パブリック・チャリティ団体の場合) ・現金の場合、個人の寄付控除は課税所得の50%まで、法人は10%まで。 ・評価性資産の場合、個人の寄付控除は課税所得の30%まで、法人は10%まで。	寄付金控除 個人・法人とも、3年超の継続寄付による登録チャリティへの寄付契約には、源泉徴収税額相当が寄付者ではなくチャリティへ還付される。法人の場合、全額損金算入が可能。個人の場合は、高税率の納税者の場合は個人への還付も若干ある。	寄付金控除 ・個人は原則年間所得の5%まで所得控除可(寄付先が学術・文化、慈善目的なら10%まで)。 ・法人は原則年間所得の5%(寄付先が学術・文化、慈善目的なら10%まで)、または年間売上高と賃金の合計の0.2%のうち、どちらか高額な方を上限として損金算入可。	寄付金控除 個人の会費や寄付金などには控除は認められていない。控除されなくても、自分の属する団体が非課税であればいい、NPOの活動そのものを支援しようという市民意識が強い。	寄付金控除 個人、法人とも、寄付金の所得控除が認められている。
主な参加の制度 ・行政過程への市民参加が保証されている。 ・市民は行政の所有する情報の開示請求ができる。 ・大気汚染浄化法、水質浄化法、絶滅の恐れのある種に関する法など、市民訴訟条項を持つ法律がある。 ・国家環境政策法(NEPA)では、環境アセスメントにおける市民参加が保証されている。	1998年にボランティア・セクター(非営利セクター)と政府の間に合意文書、「コンパクト」が締結され、ボランティア・セクターによる政策の諮問・実施・評価への参加などを政府が保証すると約束した。	・連邦議会における法案の審議段階で、各種委員会において専門家および関係人の聴聞を行うことになっているので、NPOも意見表明を行える。 ・連邦自然保護法29条では、自然保護に影響を与える法規制や計画の実施・変更の際に、同条で認定された環境NPOに意見表明権や書類の閲覧権が付与されている。	・政策の合意形成のための「調査委員会」へ代表的なNPOが参加。 ・調査委員会の報告書に関し意見を述べるレミス手続へNPOが参加。 ・政策の実施にあたる行政庁の最高機関である評議会で、NPOは意見を述べる機会を保証されている。 ・環境法典により、NPOが公害訴訟の原告になれる他、法律の範囲内で行政政策に対して、一定の条件を満たす団体には異議申し立ての権利が与えられている。	・各省は独自に「諮問委員会」を設置し、これには既存の代表的なNPOが指名されることが多い。 ・NPOは汚染者に対して民事訴訟を提起することが認められている。 ・一般環境保護法では事業者の許可申請に関する行政決定案が公表され、市民は異議を申し立てることができる。	

海外における環境パートナーシップ事例

1. 米国 サンフランシスコ市の市民参加による公園運営

サンフランシスコ市には 230 以上の公園があり、市民ボランティアによる多くの公園グループが環境教育、スポーツなど多岐にわたる活動を行っている。市が公園予算を激減させた際に市民は市公園局に抗議文や提案書を提出し、これが功を奏して予算がついた。

その後も公園予算がカットされないよう監視する必要がある、また既存の公園づくりが市民にとって満足のいくものではなかったため市民も自ら公園づくりに参加したいという要望があった。しかし既存の公園グループは小規模で、1 団体だけで行政へアプローチを行ってもなかなか効果が上がらない。こうした状況の中で、1996 年に、サンフランシスコ市民のための公園協議会 (NPC: San Francisco Neighborhood Parks Council) という NPO が設立された。

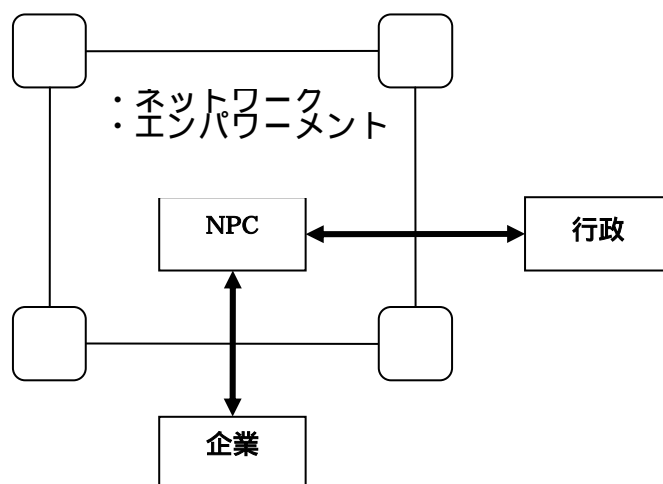
NPC は、地域に根ざしたネットワーク力を活かして、多くの公園グループを結びつけ、彼らの意見を反映した公園政策を行政へ提案している。当初のネットワーク参加団体は 8 団体だったが、2001 年には 90 団体に増えた。

NPC は参加団体のレベルに応じて、活動のノウハウの相談にのったり、トレーニングを行うなど個々の団体への支援も行っている。

昨年から今年にかけては市の公園局と市民が「同じテーブル」について共に公園の運営戦略プランを策定している。このような市民と行政のパートナーシップのコーディネートを行っているのが NPC であり、また民間財団から助成金も得てこのプラン策定を支えている。

資金面に関しては、NPC のメンバー団体は運営資金の捻出にも困るボランティア団体がほとんどなので、会費を徴収していない。市の補助金は少額で、活動資金は民間財団からの助成金、個人そして企業からの寄付などである。 NPC では企業に対する会員制度を検討しており、これによって NPC は市民と企業をつなぐことになる。

公園グループ

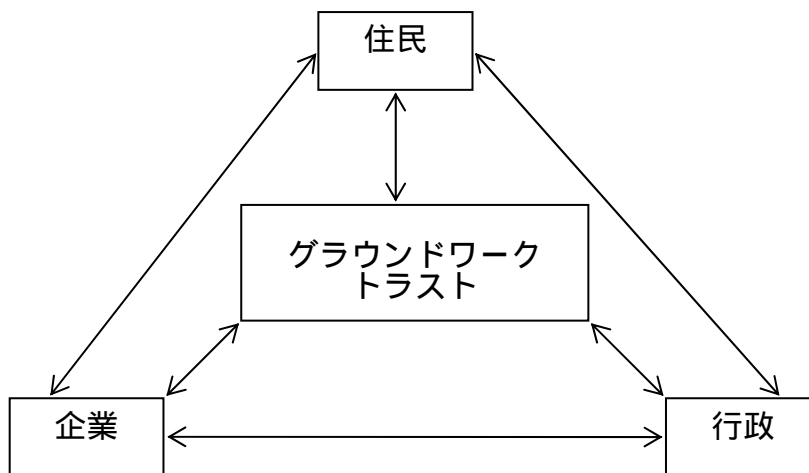


2 . 英国 グラウンドワーク

地域を構成する住民、企業、行政の三者がパートナーシップを組み、グラウンドワーク・トラスト（地域組織）を作り、身近な環境（グラウンド）を見直し、創造活動（ワーク）を行って、地域の環境を改善していく取り組みが、グラウンドワーク。行政主導ではなく、三者の協力によって実行していく。

1970 年代後半、田園地域委員会（現在は田園地域局）が大都市周辺部の環境改善のためにグラウンドワークの手法を提案し、1981 年に最初のグラウンドワーク・トラストが民間団体として設立された。現在では英国各地で 45 のグラウンドワーク・トラストが運営されている。全国組織としてグラウンドワーク事業団も設立され、グラウンドワーク・トラストを支援している。各グラウンドワーク・トラストは独立した団体で、保証有限会社であり、登録チャリティ。

市民は寄付のほか、ボランティアとして年間約38,000人が活動に参加している。企業も寄付のほか、従業員ボランティアの派遣などを行い、行政は資金援助を行う。グラウンドワーク・トラスト全体で、2001年は約 4,500件のプロジェクトを実施した。グラウンドワーク・トラストはパートナーシップの中心に位置し、活動を牽引していくために、プロジェクト・マネージメント、財務、景観設計などの専門家を擁している。



オーフス条約(環境問題における、情報アクセス、意思決定への市民参加及び司法アクセスに関する条約)について

条約策定機関	UN E C E (国連欧州経済委員会)
採択日	1998年6月25日
発効日	2001年10月30日
署名国数	40カ国
批准国数	19カ国

条約の概要

オーフスとは条約が採択・署名されたデンマークの都市名である。

条約の目的は、環境へのアクセス権、意思決定に於ける住民参加、裁判を受ける権利を保障することにある。

条約は次の条文から構成されており、情報公開、意思決定への住民参加、裁判手続などの詳細な手続が規定されている。

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 一般原則
- 第4条 環境情報へのアクセス
- 第5条 環境情報の収集と普及
- 第6条 特定活動における意思決定への住民参加
- 第7条 環境に関する計画、施策及び政策に関する住民参加
- 第8条 特別規制または一般的に適用可能な法的拘束力を持つ規則策定に際する住民参加
- 第9条 裁判へのアクセス
- 第10条～22条 その他(略)

注：条約名等は環境省の仮訳